

附属学校を設置する各国公立大学法人担当課
各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育担当課
各都道府県私学担当課
小・中・高等学校等を設置する学校設置会社を御中
所管する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体担当課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

人工呼吸器等の医療機器を使用する幼児児童生徒が
在籍する学校における災害時の対応について

日頃より特別支援教育に御尽力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今年3月に発出した通知（平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」）の中で、災害時の対応として、人工呼吸器等の医療機器を使用する幼児児童生徒が在籍する学校（以下「当該学校」という。）においては、電源の確保や日頃から必要とする医療機器のバッテリー作動時間の確認等の点検をお願いしているところです。

今回の令和元年台風15号により停電が長期化したこと等を踏まえ、当該学校の設置者におかれては、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが作成したマニュアルや別添の事業等を活用するなどして、災害時の電源の状況を再度確認するとともに、必要に応じ適切な措置を講じてくださるようよろしくお願いいたします。

なお、当該学校の設置者におかれては、当該学校に対して本件を周知する際、各自治体の防災担当部局や保健福祉部局等に確認の上、当該学校が参考となるような情報を整理し、併せてお知らせくださるようよろしくお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村（指定都市を除く。）教育委員会に対して、各都道府県及び小・中・高等学校等を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、本事務連絡の趣旨及び内容について周知くださるようお願いいたします。

記

「医療機器が必要な子どものための災害対策マニュアル～電源確保を中心に～」

発行：国立研究開発法人国立成育医療研究センター

URL：https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/cooperation/shinsai_manual.pdf

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係
電話03-5253-4111（内線3967）

① 防災機能強化事業（学校施設環境改善交付金）による自家発電設備の整備

※沖縄県については、沖縄振興公共投資交付金の交付対象であり、内閣府において計上。

(1) 概要

学校施設について、発災時における児童生徒等のための応急避難所としての必要な機能が発揮できるよう、防災機能の強化を図る。また、児童生徒等を事故等から防ぐために必要となる工事を行うことにより、教育環境の改善を図る。

(2) 対象校

公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校

(3) 算定割合

1/3

※自家発電設備の整備については、下限額は設置者単位で「200万円×設置校数」ただし、1校500万円を上限とする。

(4) 工事内容

避難所指定校への自家発電設備（据え置き式のみ）の整備

(問合せ先)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課法規係
電話 03-5253-4111（内線2000）

② 学校安全総合支援事業（委託事業）

令和2年度要求・要望額 292百万円（前年度予算額 202百万円）

地域全体での学校安全推進体制を構築するため、セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考とするなどして、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国公立を含む学校間の連携を推進する取組を支援。

※セーフティプロモーションスクール：学校・家庭・地域・関係機関が一体となって学校安全の取組を継続的に実践する学校

(問合せ先)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課防災教育係
電話03-5253-4111（内線2670）

③ 避難所となる公立学校における備蓄品購入に係る経費

普通地方交付税措置 ⇒ (都道府県分) 包括算定経費 総務費 消防防災費
(市町村分) 包括算定経費 総務費 防災諸費